

尾張旭市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和4年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

令和2年度及び令和3年度のATFフォーティエイトグループ（文化会館指定管理者）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

令和4年4月25日から令和4年5月26日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの 文化スポーツ課）

文化会館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、施設管理に従事する者の資格一覧及び証明書の写しを教育委員会に提出することになっているが、提出がされていないため、適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導されたい。